

実演家等と芸能事務所、放送事業者等及びレコード会社との 取引の適正化に関する指針 【ポイント】

令和 7 年 9 月
内閣官房
公正取引委員会

本指針策定までの経緯等

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和6年6月）

コンテンツ産業については、個人の創造性に重点が移りつつあることに鑑み、公正取引委員会の協力の下、優越的地位の濫用等を防止し、個人を守ることに力点を置いて、音楽・放送番組の分野の取引慣行等について実態調査を行い、本年内に完了する。（中略）

この調査結果を踏まえて、実演家と事務所との間の契約等を適正化する観点から、それに反する行為は独占禁止法に抵触するおそれがあることを示す指針の作成を図る。



実態調査報告書を公表（令和6年12月）

実態調査の結果、①芸能事務所と実演家の取引、②放送事業者又は番組制作会社（以下「放送事業者等」という。）と芸能事務所・実演家の取引、③レコード会社と芸能事務所・実演家の取引の三つの取引それぞれについて調査を行い、その一部について独占禁止法上の観点から問題となり得る行為を確認した。



新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月）

2024年に行った音楽・放送番組の分野の取引慣行等の実態調査を踏まえ、実演家と事務所との間の契約等を適正化する観点から、独占禁止法上の考え方を明確にする指針を策定し、関係省庁が連携してその指針の周知徹底を図る。



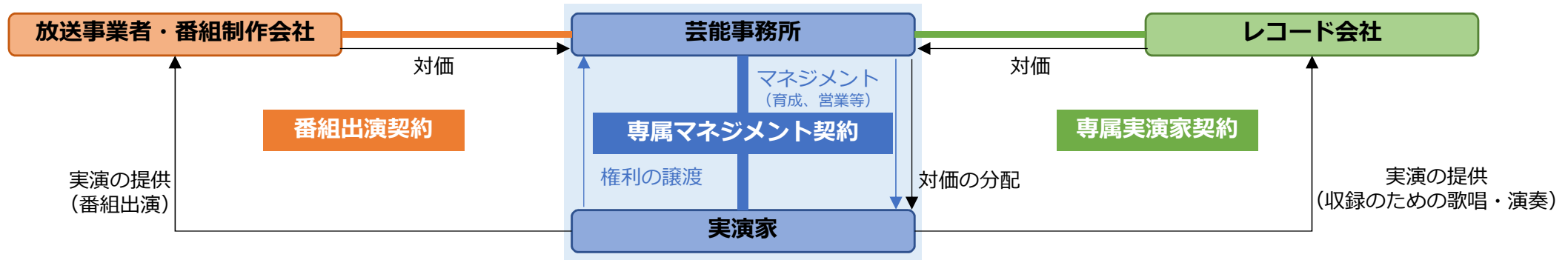
本指針の策定

- ◆ 本指針は、実態調査報告書を踏まえ、上記①から③の取引における芸能事務所、放送事業者等又はレコード会社の採るべき行動について行動指針として取りまとめたもの。

※指針では、併せて「取引の適正化のために参考となる行動例」及び「独占禁止法上の観点から問題となり得る行動例」も示している。

- ◆ 内閣官房及び公正取引委員会は、関係府省庁・関係事業者団体等の協力を得て、本指針の周知を徹底する。

本指針の対象となる取引及び行為



実演家と芸能事務所の取引	専属義務の期間	◆ 専属義務に係る契約期間の設定 ◆ 期間延長請求権
	競業避止義務等	◆ 競業避止義務等の規定
	移籍・独立に係る妨害行為	◆ 移籍・独立に係る金銭的給付の要求
		◆ 移籍・独立を希望する実演家に対する妨害
		◆ 移籍・独立した実演家に対する妨害
		◆ 共同又は事業者団体による移籍制限等
	実演家の権利に対する行為	◆ 成果物に係る各種権利等の利用許諾
		◆ 芸名・グループ名の使用制限
	実演家の待遇に関する行為	◆ 報酬に関する一方的決定
		◆ 業務の強制
	契約の透明性を妨げる行為	◆ 契約を書面により行わないこと、契約内容を十分に説明しないこと
		◆ 実演家に対する実演等に係る取引内容の明示 ◆ 実演家報酬に係る明細等の明示
放送事業者等と芸能事務所・実演家の取引	取引条件	◆ 業務依頼時の十分な交渉、契約条件の書面等での明示
レコード会社と芸能事務所・実演家の取引	契約終了後の活動制限	◆ 実演禁止条項の規定 ◆ 再録禁止条項

- ◆ 内閣官房及び公正取引委員会は、関係府省庁・関係事業者団体等の協力を得て、本指針の周知を徹底する。
- ◆ 公正取引委員会は、芸能事務所等が本指針に記載の採るべき行動に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある等の場合には、独占禁止法等に基づき厳正に対処していく。